平成２３年（フ）第１３８４号
京都府亀岡市大井町土田２丁目10番10―101号
債務者　今藤　進治
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　正元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１朝日プラザガーデンシティ新越谷104
債務者　久米　章夫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２８号
岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の45
債務者　丸角百合子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９６５６号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目４番地の１―１―403、申立時の住所大阪府枚方市池之宮２丁目４番18―707号
債務者　琉子　秋弘
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００９号
大阪府寝屋川市太間東町９番１号
債務者　上河内伊佐枝
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４２号
大阪府門真市向島町10番３号
債務者　奥　サダ子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７７号
大阪府枚方市香里園東之町19番25―402号
債務者　長谷部祐二
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３８６号
大阪府豊中市新千里南町２丁目10番６―408号
債務者　野本　昌幸
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３９８号
大阪府高槻市宮田町１丁目９番25号、事業所所在地大阪府高槻市津之江北町34―25
債務者　コーヒーハウスダンこと　檀　　和美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６２号
大阪市大正区三軒家東１丁目６番14―1305号
債務者　吉田　雅彦
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６３号
鳥取県西伯郡南部町円山185番地
債務者　吉田　綾子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５７２号
大阪市平野区長吉六反３丁目15番８号　メゾン大久保Ｂ棟201
債務者　畦地津弥子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６４５号
大阪府箕面市外院３丁目12番15―402号
債務者　木下　　満
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５１号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ25―302号
債務者　浜田　京子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５０号
大阪府豊中市城山町３丁目２番25号、住民票上の住所大阪府池田市石橋４丁目21番12号
債務者　なると医科学販売・住宅リフォームシロヤマこと　中辻　誠司
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９０号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―1102号
債務者　南部　博幸
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９３号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番13―201号、住民票上の住所大阪市都島区毛馬町２丁目11番40―104号大谷方
債務者　今林　延行
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部